

目次

第1章 総則

第1節 共通事項

第101条	適用	1
第102条	用語の定義	
第103条	設計図書の照査等	3
第104条	監督員	4
第105条	実施工程表	
第106条	工事実績データ作成・登録	
第107条	工事用地等の使用	5
第108条	施工計画書	
第109条	施工体制台帳	
第110条	提出書類	
第111条	諸法令の遵守	6
第112条	関係官公庁等への許認可申請	
第113条	環境対策	
第114条	受注者相互の協力	
第115条	施設の保全	7
第116条	資格を必要とする作業	
第117条	工事用電力及び用水	
第118条	使用人等の管理	
第119条	工事中の安全管理	8
第120条	工程管理	1 1
第121条	施工管理	1 2
第122条	工事標示板	
第123条	仮設物	
第124条	工事現場発生品及び建設副産物	
第125条	承諾図書	1 3
第126条	監督員による検査(確認を含む。)及び立会い等	
第127条	工事写真	1 4
第128条	完成図書	
第129条	工事対象物の管理義務	
第130条	工事完成後の処理	1 5
第131条	他の仕様書を適用する工事	
第132条	不可抗力による損害	1 6
第133条	特許権等	
第134条	保険の付保及び事故の補償並びに保険加入等の標識の掲示	1 7
第135条	火災保険等	
第136条	低入札価格調査対象工事	
第137条	環境基本計画	1 8
第138条	排出ガス対策型建設機械の使用	
第139条	低騒音型建設機械の使用の原則化	1 9

第140条	街区基準点等		
第141条	暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置		
第142条	ダンプトラック等による過積載等の防止	—————	2 0
第143条	ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策		
第144条	その他		

第2節 関連工事

第145条	仮設工事	—————	2 1
第146条	土工事		
第147条	地業工事	—————	2 2
第148条	コンクリート工事		
第149条	モルタル仕上	—————	2 3
第150条	型 枠	—————	2 4
第151条	溶接工事		

第2章 機械設備工事

第1節 共通事項

第201条	引用規格	—————	2 6
第202条	材 料		
第203条	構 造	—————	2 7
第204条	機器等の製作・加工	—————	2 8
第205条	歩廊・階段の製作・加工	—————	2 9
第206条	付属品・予備品		

第2節 据付工事

第207条	据付	—————	3 0
第208条	基礎ボルト		
第209条	耐震対策	—————	3 1
第210条	コンクリートはつり		
第211条	コンクリート基礎	—————	3 2

第3節 配管材料

第212条	用途別管種	—————	3 3
第213条	弁 類	—————	3 5
第214条	その他	—————	3 6

第4節 配管工事

第215条	一般事項	_____	3 9
第216条	地中埋設	_____	4 2
第217条	配管貫通部		

第5節 塗 装

第218条	一般事項	_____	4 3
第219条	素地調整	_____	4 5
第220条	塗装基準	_____	4 6
第221条	仕上塗装色	_____	4 8

第3章 電気設備工事

第1節 共通事項

第301条	規格・基準等	_____	5 0
第302条	材料の選定		
第303条	据付及び調整		
第304条	製作に係る連絡調整	_____	5 1
第305条	機器・材料等の運搬		
第306条	機器の名称		
第307条	特殊付属工具		

第2節 機 器

第1項 共通事項

第308条	受電及び配電方式	_____	5 2
第309条	制御電源		
第310条	一般仕様		
第311条	塗 装	_____	5 7
第312条	付属品及び消耗品	_____	5 8

第2項 受変電設備機器

第313条	金属閉鎖形スイッチギヤ	_____	5 9
第314条	低圧閉鎖配電盤	_____	6 0
第315条	変圧器		
第316条	引外し形高圧交流負荷開閉器(P A S)	_____	6 1
第317条	断路器		
第318条	遮断器(ガス, 真空)	_____	6 2
第319条	気中遮断器		

第320条	高圧交流負荷開閉器(L B S)		
第321条	配線用遮断器及び漏電遮断器	_____	6 3
第322条	避雷器(高圧用)		
第323条	計器用変成器		
第324条	電力用コンデンサ	_____	6 4
第325条	電気計器	_____	6 6
第326条	継電器	_____	6 7

第3項 直流電源装置

第327条	共通事項	_____	6 8
第328条	整流器盤・蓄電池盤		
第329条	蓄電池	_____	6 9
第330条	インバータ		
第331条	無停電電源装置(U P S)	_____	7 0

第4項 運転操作設備機器

第332条	高圧コンビネーションスタータ	_____	7 2
第333条	コントロールセンタ(多段積閉鎖配電盤)	_____	7 3
第334条	汎用インバータ	_____	7 5
第335条	正弦波コンバータ方式インバータ	_____	7 6
第336条	動力制御盤	_____	7 7
第337条	補助継電器盤	_____	7 8
第338条	シーケンスコントローラ盤	_____	7 9
第339条	プログラマブルコントローラ盤		
第340条	中継端子盤	_____	8 0
第341条	現場操作盤及び作業用分電盤		

第5項 監視盤等

第342条	共通事項	_____	8 2
第343条	監視盤・操作盤及び監視操作盤		
第344条	計装盤	_____	8 3
第345条	遠方監視制御盤		

第6項 計装機器

第346条	共通事項	_____	8 5
第347条	表示計器		
第348条	調節計器及び演算計器	_____	8 6
第349条	補助機器	_____	8 7

第3節 材 料

第1項 電線類

第350条	ケーブル・電線及び付属品	8 9
-------	--------------	-----

第2項 電線・ケーブル保護材

第351条	配管及び付属品	9 1
第352条	プルボックス	
第353条	金属ダクト	9 2
第354条	バスダクト	
第355条	ケーブルラック	
第356条	マンホール・ハンドホールの規格	9 3

第3項 架空線支持材

第357条	電柱の規格	9 4
第358条	装柱材料	

第4項 接地材料

第359条	接地極	9 5
第360条	接地極埋設標	

第4節 施 工

第1項 共通事項

第361条	一般事項	9 6
第362条	位置の決定	
第363条	防湿・防食・防爆処理	
第364条	耐震処置	
第365条	塗装工事（金属管及び同左支持架台等）	

第2項 機器据付

第366条	配電盤等の据付	9 8
第367条	計装機器の据付	9 9

第3項 屋内配線

第368条	ケーブル工事	1 0 1
第369条	光ファイバケーブル工事	1 0 3
第370条	金属管工事	1 0 4

第371条	合成樹脂管工事	106
第372条	金属製可とう電線管工事	107
第373条	金属ダクト工事	
第374条	ケーブルラック工事	108
第375条	ケーブルピット工事	109
第376条	防火区画貫通工	
第377条	壁等貫通工	
第378条	掘削及び埋戻し工	

第4項 地中配線

第379条	共通事項	111
第380条	マンホール・ハンドホール	
第381条	トラフ及び管等の布設	
第382条	ケーブルの布設	112
第383条	埋設位置の表示	

第5項 接地工事

第384条	接地工事を施す電気工作物	113
第385条	接地線	115
第386条	接地工事の施工方法	116
第387条	各接地と避雷針，避雷器の接地との離隔	117
第388条	接地極位置等の表示	

第4章 試験及び検査

第401条	共通事項	118
第402条	現場試験及び総合試運転	
第403条	関係官公庁等の検査	120

< 機械・電気設備工事一般仕様書 [附則-1～6] >

附則-1	提出書類一覧表
附則-2	施工計画書記載要領
附則-3	承諾図書作成要領
附則-4	工事標示板製作仕様
附則-5	工事写真撮影要領
附則-6	完成図書作成要領